

9) 実験ホール内、実験排気管の使用について

ドラフトチャンバー（局所排気装置）の「使用開始前検査」「定期自主検査」について

有機溶剤の使用にかかる物

1. 設置届の「工事落成予定年月日」以降で「風量測定」を実施する。
2. 使用開始前点検
はじめて使用するとき、又は分解して改造若しくは修理を行ったときは、下記の事項について点検を行う。
 - a. ダクト及び排風機における「じんあい」のたい積状態
 - b. ダクトの接続部における緩みの有無
 - c. 吸気及び排気的能力
 - d. 前三号に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
3. 定期自主検査
1年以内ごとに一回、定期的に、下記の事項について自主検査を行う。
 - a. フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
 - b. ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
 - c. 排風機の注油状態
 - d. ダクトの接続部における緩みの有無
 - e. 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
 - f. 吸気及び排気的能力
 - g. 前三号に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
4. 記録
点検、検査を行った場合、下記の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
 - a. 検査年月日
 - b. 検査方法
 - c. 検査箇所
 - d. 検査の方法
 - e. 検査を実施した者の指名
 - f. 検査に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

特定化学物質の使用にかかる物

1. 設置届の「工事落成予定年月日」以降で「風量測定」を実施する。
2. 使用開始前点検
はじめて使用するとき、分解して改造若しくは修理を行ったとき、又は引続き1ヶ月以上使用を休止した後に使用するとき、下記の事項について点検を行う。
 - a. ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
 - b. ダクトの接続部における緩みの有無
 - c. 吸気及び排気的能力
 - d. 前三号に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
3. 定期自主検査
1年以内ごとに一回、定期的に、下記の事項について自主検査を行う。
 - a. フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
 - b. ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
 - c. 排風機の注油状態
 - d. ダクトの接続部における緩みの有無
 - e. 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
 - f. 吸気及び排気的能力
 - g. 前三号に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
4. 記録
点検、検査を行った場合、下記の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。
 - a. 検査年月日
 - b. 検査方法
 - c. 検査箇所
 - d. 検査の方法
 - e. 検査を実施した者の指名
 - f. 検査に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
(項目トップへ)

その他

設置届に記載のある「工事落成予定日」以降に「風量測定」を実施し、財団、安全管理室へ写しを一部提出して頂き、使用開始前点検表と一緒に保管して下さい。

蓄積リング棟「ガス排気ファン」使用届